

## 岐阜県長良川球技場（長良川球技メドウ） ネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）募集要項

岐阜県では、民間資金を活用して持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることを目的として、岐阜県長良川球技場（長良川球技メドウ）のネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）を次のとおり募集します。

### 1 募集の概要

次の条件で、岐阜県長良川球技場（長良川球技メドウ）の施設命名権者を募集します。  
施設の名称に、企業名、商品名等を冠した愛称を付与し、施設の通称として使用します。  
県民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。  
なお、命名していただくのは、施設の愛称であることから条例の改正は行いません。

#### (1) 対象施設

名 称：岐阜県長良川球技場（長良川球技メドウ）  
所在地：岐阜市長良福光青襖 地内  
※ 詳細は別添のとおり。

#### (2) 命名権料（希望金額）

年額 95万円以上  
※ 消費税及び地方消費税別。

#### (3) 愛称使用期間

3年以上5年以内  
今後、愛称使用期間中に改修工事を行う場合があります。工事に伴い施設を閉鎖する場合、閉鎖している期間の命名権料については、月割りで減額いたします。

#### (4) 契約の更新

愛称使用期間の満了に際し、原則としてその6月前までに県及び施設命名権者の双方から特段の意思表示がないときは、当該愛称使用期間の満了後も同一の条件で契約を更新するものとします。この場合において、更新後の存続期間は、当該愛称使用期間（1年未満の端数があるときは、当該端数を切上げ）と同じ年数とします。

なお、契約の更新にあたり、使用期間の延長又は命名権料の増額を希望される場合は、優先的に契約更新に向けた協議を行いますが、それ以外の契約条件の変更を希望される場合は、一般公募での取り扱いとなります。

#### (5) 愛称の使用開始予定時期

令和7年4月1日からとしますが、施設命名権者との協議により決定します。

#### (6) 施設命名権者の特典

- ① 施設の銘板、敷地内サインの名称変更及び原状復旧については、施設命名権者の費用負担により行うこととします。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。
- ② その他施設命名権者の希望による広告の掲出を認めますので、希望場所、方法等をご提案ください。

ただし、期間は施設命名権契約期間中とし、広告看板の掲出費用は施設命名権者の負担とします。

なお、サイズ等については、協議により決定させていただきます。また、イベント等主催者の都合により、広告看板のマスキングをさせていただくことがあります。

- ③ 道路標識、バス等の案内表示については、道路管理者やバス事業者等と協議のうえ、変更が可能な表示について施設命名権者の費用負担により行うこととします。契約終了後の原状復旧についても同様です。
- ④ 施設パンフレット及び封筒等の印刷物（いずれも新規作成成分を対象）並びに県ホームページの表示変更は県が速やかに実施します。ただし、既存の印刷物等の表示については訂正せず、在庫分はそのまま使用する場合があります。
- ⑤ 施設愛称の普及のため、県は、施設命名権者及び愛称の決定について、記者発表し、県のホームページでも公表することとし、県の各種広報において愛称を使用するとともに、県内市町村に対しても愛称の使用を働きかけます。
- ⑥ 契約期間終了後、引き続き更新を希望する場合は、優先交渉権があります。
- ⑦ その他、施設命名権者においてネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議により決定させていただきます。

#### (7) 命名条件

- ① 公共施設にふさわしい愛称とし、施設の設置目的がイメージできるものとします。  
（例：「〇〇スタジアム」、「〇〇スポーツパーク」、「〇〇文化ホール」、「〇〇文化会館」）
- ② 親しみやすさや呼びやすさなど、県民の理解が得られる愛称としてください。
- ③ 次のいずれかに該当するものは、名称として使用できません。
  - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
  - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ウ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
  - エ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - オ 政治性又は宗教性のあるもの
  - カ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
  - キ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
  - ク 個人の氏名
  - ケ その他、名称として適当でないと認められるもの
- ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- ⑤ 愛称の使用開始から約1年間、条例上の名称又は従来を通称を併記させていただくことがございます。
- ⑥ 必要に応じて条例上の名称又は従来を通称を使用させていただくことがございます。  
（例）大会主催者（スポンサー）等が施設命名権者の事業目的と競合する者であるとき

#### (8) 費用負担

- ① 県が設置した看板（道路標識を除く）の表示変更・新規看板の設置については、施設命名権者が施工するものとし、それに要する費用も命名権料とは別に施設命名権者の負担とします。  
この場合、その施工の範囲、実施時期及び内容は県と協議のうえ決定することとします。  
なお、契約終了後の原状回復についても同様とします。
- ② 道路標識、バス等の案内表示については、施設命名権者が道路管理者やバス事業者等と協議

のうえ、変更が可能なものについて表示の変更を行うこととしますが、これに要する費用は命名権料とは別に施設命名権者の負担とします。契約終了後の原状回復についても同様です。

- ③ 施設パンフレット及び封筒等の印刷物（いずれも新規作成成分を対象）並びに県ホームページの表示変更については県側の負担で実施します。

#### (9) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 岐阜県から入札参加資格停止措置を受けている者、または岐阜県から不利益処分を受けている者
- ③ 行政機関等からの指導による改善がなされていない者
- ④ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続または更生手続開始の決定を受けた者
- ⑥ 岐阜県が定める暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる暴力団関係者である者

暴排措置に係る照会手続等に関する要綱（抄）

（暴排措置の対象者）

第3条 合意書第3条に定める暴排措置の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

\* 該当の有無について疑義が生じた場合は、岐阜県警察本部に照会することもあります。

- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- ⑧ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者
- ⑨ 現在（愛称の使用開始時期）の指定管理者の事業目的と競合する者（ただし、当該指定管理者及びその関連企業を除く。）
- ⑩ その他命名権を取得することが適当でないと県が認める者

#### (10) 留意事項

施設命名権者が前記(9)に記載した要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなど施設命名権者としてふさわしくないと認められるときは、県は契約の解除をすることができるものとします。

- ・施設命名権者は、県の指定する期日までに看板等の表示を原状に回復するものとし、これに要する費用は施設命名権者の負担とします。

- ・施設命名権者が県に対し既に納入した命名権料は返還されないものとします。
- ・契約が解除されたことによって、施設命名権者又はその他の者に生じた損害については、施設命名権者がその責めを負うものとします。

## 2 応募の方法

### (1) 提出書類

- ① 申込書（別紙様式 1）
- ② 法人概要（別紙様式 2）
- ③ 申込の日の属する事業年度の前 3 事業年度における貸借対照表、収支計算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類
- ④ 定款、寄付行為その他これらに類するもの（原本証明を行ってください）
- ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本。現在事項全部証明書）
- ⑥ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類
- ⑦ 法人役員名簿（別紙様式 3）
- ⑧ 誓約書（別紙様式 4）
- ⑨ 岐阜県との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画（別紙様式 5）

### (2) 提出部数

正本 1 部及び副本 1 5 部をご提出ください。

### (3) 申込期間

令和 6 年 1 1 月 1 日（金）から令和 6 年 1 2 月 2 日（月）まで（郵送の場合必着）  
なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとします。

### (4) 申込先

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課  
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

### (5) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間 令和 6 年 1 1 月 1 日（金）から令和 6 年 1 1 月 2 1 日（木）まで
- ・受付方法 質問票（別紙様式 6）にご記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールにより「6 問い合わせ先」まで提出してください。
- ・回答方法 質問に対する回答は、電話、ファクシミリ又は電子メールで回答します。  
（法人名、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある部分を除き、質問の概要を県のホームページにおいて公表する場合があります。）

### (6) その他

- ① 申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類はお返ししません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

### 3 選定の方法

別途設置する「岐阜県指定管理者制度等運用委員会」（以下「制度等運用委員会」といいます。）において、別紙「審査基準及び評価方法」による審査を行い、その結果については、すべての応募者に文書で通知します。

施設命名権の優先交渉権者として選定された場合には、契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。

なお、協議は優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、協議を打ち切り、次点の者と契約内容について協議を行うものとします。

### 4 命名権料の支払時期

命名権料の支払いは、契約期間中の各年度当初に支払ってください。

なお、分割して支払うことはできません。

### 5 リスク負担

- (1) 新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、施設命名権者が負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、県と施設命名権者が協議し、リスク負担を決定するものとします。

### 6 問い合わせ先

#### (1) 制度全般について

岐阜県総務部管財課

電話：058-272-1137 F A X：058-278-2550

E-mail：c11116@pref.gifu.lg.jp

#### (2) 本募集要項について

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課

電話：058-272-8789(ダイヤルイン) F A X：058-278-2604

E-mail：c11172@pref.gifu.lg.jp

#### (3) 施設について

電話：058-233-8822

管理者：公益財団法人 岐阜県スポーツ協会（指定管理者）

## 審査基準及び評価方法

### 1 応募資格審査

申請書類を受理した全ての者を対象として、募集要項1の「(9)応募資格」を満たしていることを確認するため、施設所管課において事前審査を行い、その結果を制度等運用委員会に報告します。

なお、制度等運用委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募条件に該当しないと判断された者は失格となります。

### 2 内容審査

応募資格審査において失格となった場合を除き、制度等運用委員会の委員が次の「審査基準」に基づいて採点を行い、その結果を集計します。

#### 【審査基準】

	審査項目（審査ポイント）	配点
①	応募企業等のネーミングライツ・パートナーとしての妥当性、経営の安定性 ・当該施設のネーミングライツ・パートナーとして県民に受け入れられるか ・経営基盤が安定しており、財務状況は健全であるか	25
②	応募企業等の岐阜県との関わり等 ・県との関わりの内容はどうか ・地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の状況（実施回数、実施対象人数、実施による効果等）はどうか ・今後の計画等はあるか	20
③	愛称案 ・愛称案の親しみやすさ、呼びやすさは適当か ・施設のイメージに合っているか ・公共の施設の愛称として適切な用語、表現が使用されているか	25
④	応募金額 最高応募金額との比較	20
⑤	応募期間 県の希望愛称使用最長期間との比較	10
	合 計	100

#### 【採点方法】

ア 審査基準①～③については、次の「得点の判断基準」により採点する。

（得点の判断基準）

判断基準	採点
審査ポイントが優れている（適合している）	各項目の配点×1.0
審査ポイントがやや優れている（どちらかと言うと適合している）	各項目の配点×0.8
審査ポイントが標準的である（普通）	各項目の配点×0.6
審査ポイントがやや劣っている（どちらかと言うと適合していない）	各項目の配点×0.2
審査ポイントが劣っている（適合していない）	各項目の配点×0

イ 審査基準④については、次の算式により採点する。

応募金額の得点 = 20点 × 当該応募金額 / 最高応募金額 (小数点以下第1位を四捨五入)

(算出例)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{A者：応募金額1000万円 (応募者の中の最高金額)} \\ \quad \text{得点} 20 \text{点} \times 1000 \text{万円} / 1000 \text{万円} = 20 \text{点} \\ \text{B者：応募金額600万円} \\ \quad \text{得点} 20 \text{点} \times 600 \text{万円} / 1000 \text{万円} = 12 \text{点} \end{array} \right]$$

ウ 審査基準⑤については、次により採点する。

県希望愛称使用最長期間 (5年) との期間差	得点
期間差なし	10
1年以下 (期間差あり)	8
1年を超える	6

### 3 審議

制度等運用委員会は、内容審査の採点結果を踏まえ、応募者が複数である場合にあっては優先交渉権者及び次点の者、1者である場合にあっては優先交渉権者の選定に係る審議を行います。

なお、応募者が複数ある場合にあっては、内容審査において、最高得点をつけた委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者、第2位の応募者を次点の者としてそれぞれ選定することについて審議を行います。

この場合において、最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、各委員の採点結果を合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者、第2位の応募者を次点の者として選定することについて審議を行うものとし、さらに、応募者ごとの合算した得点が同点の場合は、審査項目「応募金額」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者、第2位の応募者を次点の者として選定することについて審議を行います。

第2位の応募者が複数ある場合において次点の者を選定する際にも前段の考えを準用します。

なお、制度等運用委員会による採点の結果、各委員ごとの合計点数が配点合計の6割に満たない場合又は各審査項目に著しく低い点がある場合は、施設命名権者としてふさわしいかどうかを制度等運用委員会において審議し、優先交渉権者もしくは次点の者として選定しない場合があります。

岐阜県知事 様

所在地  
法人名  
代表者名

### 県有施設命名権取得申込書

岐阜県長良川球技場（長良川球技メドウ）ネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）募集要項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

希望施設	
法人名	
業種・業務内容	
応募の動機	
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日まで（ ）年間
応募金額	年額 円（消費税及び地方消費税別）
愛称案（複数可） ※ 理由もお書き下さい	
その他 提案、要望等	
担当部署名	
担当者役職・氏名	
連絡先	電話番号 FAX E-mail

【添付書類】

- ① 法人概要（別紙様式2）
- ② 申込みの日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支計算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類
- ③ 定款、寄付行為その他これらに類するもの（原本証明を行ってください）
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本。現在事項全部証明書）
- ⑤ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類  
\* 完納証明書の発行先 法人事業税及び法人都道府県民税：所轄の県税事務所  
法人税、消費税及び地方消費税：所轄の税務署
- ⑥ 法人役員名簿（別紙様式3）
- ⑦ 誓約書（別紙様式4）
- ⑧ 岐阜県との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画（別紙様式5）

## 法人概要

項目	内容																								
名称																									
所在地																									
代表者職・氏名																									
設立年月																									
主な業務内容																									
資本金																									
支店・営業所等																									
従業員数																									
決算概要 ※申込みの日の属する事業年度の前3事業年度の決算報告書を添付してください	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>． ～ ．</th><th>． ～ ．</th><th>． ～ ．</th></tr></thead><tbody><tr><td>売上高</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>営業利益</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>経常利益</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>法人税、住民税 及び事業税</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期純利益</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	． ～ ．	． ～ ．	． ～ ．	売上高				営業利益				経常利益				法人税、住民税 及び事業税				当期純利益			
区分	． ～ ．	． ～ ．	． ～ ．																						
売上高																									
営業利益																									
経常利益																									
法人税、住民税 及び事業税																									
当期純利益																									
備考																									

## 法人役員名簿

法人名			
役職名	住 所	ふりがな	生年月日
		氏 名	

上記記載事項に相違ありません。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地  
法人名  
代表者名

※提出日現在の状況を記入してください。

※法人の登記簿謄本に記載されている役員（取締役・監査役）が対象となります。

## 誓 約 書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地  
法人名  
代表者名

岐阜県長良川球技場（長良川球技メドウ）のネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）の応募にあたり、下記事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、下記4につき疑義がある場合は、貴県が岐阜県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が貴県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

1 岐阜県長良川球技場（長良川球技メドウ）のネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）の応募資格要件を全て満たしています。

2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

3 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税の未納はありません。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者ではありません。

(1) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人

(3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している法人

(4) 役員等がその属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人

(5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人

(6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人

(7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

**岐阜県との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等**

選定審査の資料とさせていただきますので、貴法人と岐阜県との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等をご記入ください。

\* 県との関わりの具体的な内容や、これまでの地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の状況（実施回数、実施対象人数、実施による効果等）、今後のビジョンや取り組み、ネーミングライツへの意欲等について詳細にご記入ください。

※詳細がわかる資料等があれば添付してください。

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 へて (FAX番号 058-278-2604)

### 質 問 票

質問事項		
内 容		
連絡先	法人名	
	担当部署名	
	担当者役職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E - m a i l	